**伊達商工会議所**

**地域貢献型チャレンジショップ支援事業補助金のご案内**

伊達商工会議所では、地域住民の生活をより豊かにし、地域の活性化に貢献する

事業者の方に、出店にかかる費用の一部を助成しています！

令和７年４月１日

伊達商工会議所

**１　事業の趣旨**

対象区域において新たに開業等を行う場合、工事費、賃借料、広告宣伝に要する経費に対し、「伊達商工会議所地域貢献型チャレンジショップ支援事業補助金」を交付します。

**２　対象事業**

　次の条件のいずれかを満たす事業となります。

①　出店エリア内で新たに事業を開始する事業

②　市外から出店エリア内に出店して営む事業

※業種や規模によって、出店エリア内でも出店可能な場所と不可能な場所があります。

**３　補助対象者**

　次の条件のすべてを満たしている個人、中小企業者等が対象者となります。

①　個人にあっては、出店時に市内に住所を有していること。

②　市町村民税等を滞納していないこと。

③　伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第２号）第２条から第４条までに

掲げる者に該当しないこと。

④　出店後に伊達商工会議所の会員に加入すること。

⑤　出店地域の商店街振興組合、自治会等に加入すること。

⑥　出店後に地域貢献に資する活動を行うこと。

⑦　過去に本補助金、チャレンジショップ支援事業補助金又は中心市街地チャレンジ補助金の

交付を受けていないこと。

**４　補助金の額**

補助金の額は、補助対象経費の額の１／２以内（千円未満切捨て）の額となります。

但し、**上限160万円**

※補助金は店舗開店後に交付となります。

**５　対象経費**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 説明 |
| 店舗の新築、改築及び改修に係る工事費 | ・市内業者に発注したものに限る。ただし、専門的な技術を必要とする場合は、この限りでない｡・１事業につき１回限りとする。ただし、第６条に規定する補助対象事業の指定前に契約が締結された工事については対象外とする。 |
| 店舗の賃借料 | ・敷金、礼金及び共益費を除く。・補助対象となる賃貸期間は、店舗の開店の日の属する月の翌月から起算し１年以内とする。ただし、開店の日が月の初日のときは、開店した月から起算して１年以内とする。 |
| 店舗の広告宣伝費 | ・チラシ若しくはパンフレット作成、新聞広告又はホームページ作成に係る費用を対象経費とする。・市内業者に発注したものに限る。ただし、市内に業者がいない場合は、この限りでない｡ |

**６　対象業種**

対象となる業種については、農林漁業ほか次の表に掲げる事業に該当しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種分類 | 具体的な業種又は施設 |
| 飲食業 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する風俗営業、特定遊興飲食店営業、食事の提供を主目的としないスナック、バー等 |
| 金融・保険業 | ゴルフ会員権売買業、商品券売買業等（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。） |
| サービス業 | 興信所 | もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業等 |
| 旅館業・浴場業・娯楽業等 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業・接客業務受託営業 |
| 民営職業紹介所 | 芸妓周旋業 |
| 農業サービス業 | 育苗センター、装蹄業等 |
| 林業サービス業 | 狩猟業、植林請負業等 |
| 宗教等その他 | 宗教団体、政治団体、公務（外国公務を除く。）等集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）、学校法人等 |

**７　申請の流れ**

**ステップ１　事前相談**

補助金の対象となるのかの事前確認を行いますので、伊達商工会議所までお越し下さい。

**ステップ２　補助対象事業指定申請**

事業の指定申請になりますので、必要書類を提出下さい。

①　補助事業指定申請書・事業計画書（様式第１号）

②　誓約書（様式第２号）

③　店舗付近の見取り図及び平面図

④　店舗の賃貸借契約書の写し（賃借の場合のみ）

⑤　市町村税等の滞納がないことの証明書（完納証明等）

⑥　定款（個人の場合は「履歴書」）

⑦　工事の見積書（新築、改築及び改修の場合）

⑧　工事着工前の写真（新築、改築及び改修の場合）

⑨　広告宣伝費の見積書

**※この時点ではまだ工事等を着工（契約）してはいけません。**

**ステップ３　工事着手（新築、改築及び改修の場合）**

伊達商工会議所で申請内容を審査・確認後、補助対象事業として認められた場合、「補助対象事業指定決定書」が発行されます。決定書を受け取りましたら工事に着手して下さい。

※着手は工事契約の締結を含みます。

**ステップ４　補助金交付申請**

工事等が完了し、**店舗が開店**しましたら、交付申請が必要となりますので、次の書類を提出して下さい。

①　補助金交付申請書（様式第７号）

②　工事完成前後の写真

（着工前・後が比較できるように同じ地点、角度で撮影して下さい。）

③　工事に係る領収書

④　工事の見積書（指定申請時から変更がある場合に限り提出して下さい。）

⑤　住民票（個人の場合のみ提出して下さい。）

⑥　伊達商工会議所及び自治会等への加入を証明できる書類の写し

**ステップ５　補助金の請求**

伊達商工会議所で申請内容を審査・確認後、交付決定となった場合、「補助金交付決定書」が発行されます。交付決定書を受け取りましたら、次の書類を提出し、補助金の請求を行って下さい。

①　補助金交付請求書（様式第９号）

②　「領収書の写し」等の経費の支出を確認できる書類

※伊達商工会議所で内容を確認後、補助金を指定口座にお振込します。

**ステップ６　実施状況の報告**

補助金の交付を受けるにあたり、**３年間にわたり実施状況の報告が必要**になります。

また、実施状況の報告時に、**地域貢献に資する活動状況についても確認**しますので、**活動がわかる写真などの用意**をお願いします。

年度ごとの期日までに補助金交付事業実施状況報告書（様式第10号）を提出して下さい。

※補助金交付事業実施状況報告書の内容については事前に伊達商工会議所の経営指導員の指導を受けてから提出して下さい。

■法人および中小企業団体の場合

店舗の開店の日から１年を経過した日の属する事業年度から３年間にわたり、当該それぞれの事業年度の終了の日から起算して３か月以内に提出して下さい。

■個人事業主

店舗の開店の日から１年を経過した日の属する年から３年間にわたり、当該それぞれの事業の実施内容が属する年の翌年の４月30日までに提出して下さい。



R9

R8

R7



R8

R9

R7

※法人及び中小企業団体の場合、事業年度終了後、２ヶ月以内に確定申告書を提出しなければならないので、事業年度終了から３ヶ月後を実施報告書の期限とした。個人事業主の場合、３月15日までに確定申告書を提出しなければならないため、その約１か月半後を実施報告書の期限としています。

**８　問い合わせ・提出先（窓口）**

**伊達商工会議所（経営支援課）**

〒052-0015 伊達市旭町24番地

TEL：0142-23-2222

FAX：0142-23-7115

【営業時間】月曜日～金曜日　9時00分～17時00分